

青森県報

号外第百三十三号

平成十八年
十二月二十七日
(水曜日)

目次

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表
（水産課編纂）… 1

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四條第一項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成十七年十一月二十八日公表）の全部を次のとおり変更したのび、同条第十項のなごし期間のなごし期間のなごし期間の規定により公表する。

平成十八年十一月二十七日

青森県知事 三 枝 博

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成16年において、生産量が28万2千トンで全国第4位、生産額が600億円で全国第6位と、全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成15年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業、及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛

んであり、特に沿岸域において水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、及び合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されているところである。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、及び必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源につ

いても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

二 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源	平成18年の本県に対する配分	平成19年の本県に対する配分
すけとうだら	若 干	若 干
まあじ	若 干	若 干
まいわし	若 干	若 干
まさば及びごまさば	若 干	若 干
するめいか	若 干	若 干

(注) 平成18年の管理の対象となる期間は、すけとうだらでは平成18年4月から平成19年3月、まさば及びごまさばでは平成18年7月から平成19年6月、すけとうだら、まさば及びごまさば以外の第1種特定海洋生物資源では平成18年1月から平成18年12月である。平成19年の管理の対象となる期間は、すけとうだらでは平成19年4月から平成20年3月、まさば及びごまさばでは平成19年7月から平成20年6月、すけとうだら、まさば及びごまさば以外の第1種特定海洋生物資源では平成19年1月から平成19年12月である。

三 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度とな

るよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

四 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について、本県に定められた量に
関する事項

平成19年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性のうち本県に定められ
た量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さめがれい1	小型機船底び ぎ網漁業(つ ち手繰第1種 漁業)	青森県下北郡東通 村尻屋崎灯台中心 点と北海道函館市 恵山岬灯台中心点 を結んだ線以東の 青森県地先水面	平成19年5月1日 から平成19年6月 30日まで	388

(注) 小型機船底びぎ網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規
定する小型機船底びぎ網漁業をいう。うち小型機船底びぎ網漁業取締規則(昭和
27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。

五 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能性について、採捕の種類別に定める
量に関する事項

平成19年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力
量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さめがれい1	機船手繰網漁 業(かけまわ し漁業)	青森県下北郡東通 村尻屋崎灯台中心 点と北海道函館市 恵山岬灯台中心点 を結んだ線以東の 青森県地先水面	平成19年5月1日 から平成19年6月 30日まで	388

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定
する種類のものを用いる。

六 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい1】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖

合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な
資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資
源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に
向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭